

山 監 第 N 3 1 0 4 - 2 0 号

平成 2 8 年 (2016 年) 3 月 1 4 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 石 田 清 廉

記

平成 2 7 年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(建設部関係)

問 題 点	改 善 措 置
(1) 行政財産管理について ア 道路占用許可申請に基づく占用料の算定に一部誤りがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。 イ 道路占用許可申請に基づく減免措置の事務手続に一部不適切なものがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。 <b>【土木課】</b>	道路占用許可申請に基づく占用料の算定に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な処理に努めます。  道路占用許可申請に基づく減免措置に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な処理に努めます。

(2) 契約関係について

ア 土地賃貸借契約に係る専決区分に疑義がある。関係部署と協議、調整されたい。

【建築住宅課】

平成28年度より、私有地の借地に伴う土地賃貸借契約については、全て「甲」決裁において処理することとします。